



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

No.
128

➤ 特集 LGPKIにおける登録分局の業務について

通信相手が見えないネットワーク上で、電子的手段を用いて申請届出等の行政手続や文書交付等を行うにあたり、相手を信頼し、安全な通信を確保する方法として、PKI（Public Key Infrastructure（公開鍵基盤））という情報技術を適用します。

地方公共団体の行政事務専用に設けたPKIが地方公共団体組織認証基盤（略称：LGPKI（Local Government Public Key Infrastructure））です。LGPKIを利用することにより、地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の手続、あるいは、地方公共団体相互間の文書のやり取りにおいて、盗聴、改ざん、なりすまし、事後否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性（本人が作成した文書に相違ないこと）を担保することができます。

LGPKIは、全地方公共団体が一つのポリシーに従って運営されています。認証局の運営は、LGWAN運営主体が行い、電子証明書（以下「証明書」という。）^{※1}の発行や証明書の有効性を検証するための仕組みを提供しています。

さて、LGPKIの証明書を取得したい場合、どこにどのようにして申請を行えばよいのでしょうか。今月号では、地方公共団体の証明書利用者がLGPKIの証明書の発行等申請を行う際の申請の窓口となる「登録分局」の役割と業務内容に絞り詳しく説明します。

1 LGPKIにおける登録分局の役割

LGPKIは、すべての地方公共団体が同一のポリシーに基づき運営される地方公共団体専用のPKIとして整備されました^{※2}。

LGPKIの運営体制は、図－1のとおり、LGPKIの運営に係る意思決定機関である総合行政ネットワーク運営協議会、証明書の発行等を行う「認証

局」を運営するLGWAN運営主体、また、地方公共団体内に設置される「登録分局」で構成されています。

登録分局は、「地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領^{※3}」第7条に定める、証明書利用者からの証明書発行等の申請受付・審査及び認証局（登録局^{※4}）への発行等申請並びに認証局（発行局^{※5}）が発行した証明書の配付等の業務をLGWAN運営主体から委任されています。

※1 LGPKIでは、職責証明書、利用者証明書、メール用証明書、Webサーバ証明書及びコードサイン証明書等の5種類の証明書を発行しています。

※2 LGPKIの目的と概要については、本誌平成23年10月号「LGPKI特集」を参照してください。

※3 <http://center.lgwan.jp/library/second2.html#C-6-6-1>

※4 登録分局からの証明書発行等申請の受付及び審査を行い、「発行局」への証明書発行等の要求を行う機関

※5 登録局からの発行等の要求に基づき、証明書の発行等を行う機関

2 登録分局の業務

次に、登録分局の業務について具体的に説明します。

登録分局の業務は、表－1のとおり、「証明書発行等関連業務」と「登録分局の運営業務」に分類されます。

(1) 証明書発行等関連業務

証明書は、信頼できる第三者機関である認証局が発行することでその信頼性が保証されています。

一方、証明書を発行する認証局そのものの信頼性を担保するためには、証明書を発行する認証局において、CP/CPS^{※6}等に基づく厳格な運用が求められるほか、認証局の業務の一部を担う登録分局に対し

でも、証明書利用者からの申請内容について、厳格な審査を行い、委任された業務を適正に行うことが不可欠です。

登録分局では、証明書利用者からの証明書発行等申請の受付・審査において、LGWAN運営主体から提示された「処理記録票」を利用して次の事項を確認し、結果を記録します。審査の結果、問題がなければ、LGWAN運営主体に証明書の発行等申請を行います。

【登録分局の申請受付・審査における確認事項】

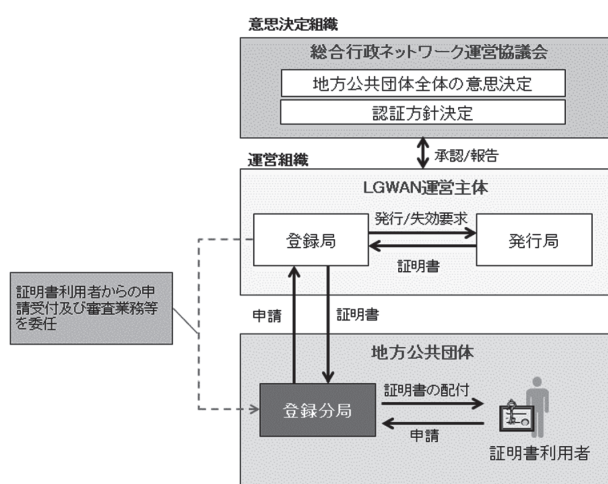
- ① 証明書利用者の所属する組織が実在することの確認（実在性の確認）
- ② 証明書利用者が申請した本人であることの確認（同一性の確認）
- ③ 証明書の記載内容が適切であることの確認（証明書記載事項の確認）

また、証明書利用者の証明書発行等申請から証明書利用開始までの流れは、図－2のとおりです。

証明書利用者と登録分局間の申請及び証明書配付は、対面又は郵送など担当者以外の手には渡ることがないように方法で行い、また、登録分局とLGWAN運営主体間の証明書発行等申請及び証明書の取得は、LGWAN運営主体が提供する「証明書発行等申請管理システム^{※7}」を利用して、オンラインシステムにより処理することがルール化されています。

なお、証明書利用者及び登録分局における具体的な業務手順及びシステムの操作等については、本誌平成24年5月号LGWAN特集記事「LGPKI(前編)～証明書の発行手続～」^{※8}をご覧ください。

図－1 LGPKIの運営体制



表－1 登録分局の業務

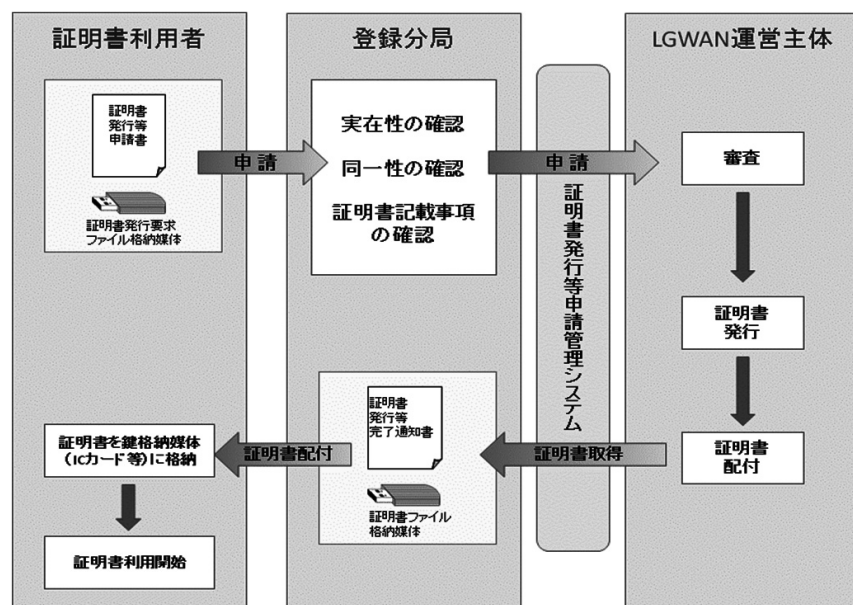
No.	分類	業務内容
1	証明書発行等関連業務	証明書利用者からの証明書発行等申請における実在性及び同一性の確認
2		LGWAN運営主体（認証局）への証明書発行等申請
3		証明書利用者への証明書の配付
4	登録分局の運営業務	登録分局の設置並びにLGWAN運営主体への届出
5		登録分局の運営に必要な書類の管理
6		登録分局の監査対応

※6 認証局が発行する証明書ポリシーや認証局の運営・運用の安全性、信頼性について規定した文書のこと。

※7 <https://www.cirs.lgwan.jp>

※8 <https://www.lasdec.or.jp/cms/resources/content/4769/20120501-103225.pdf>

図-2 証明書発行～証明書利用開始までの流れ



章「書類の管理」に示す登録分局の運営に必要な書類を管理する必要があります。次項ウの登録分局監査対応時に、LGWAN運営主体は登録分局に対し、これらの書類の提出を求める場合があります。

ウ 登録分局監査対応

登録分局は、監査対応として、LGWAN運営主体から委任された業務を適正かつ円滑に行っていることを毎年定期的に点検し、LGWAN運営主体に報告する必要があります。

(2) 登録分局の運営業務

登録分局では、登録分局の運営に係る業務として、主に次の業務を行います。

ア 登録分局の設置並びにLGWAN運営主体への届出

LGWAN接続団体は、登録分局を設置することが定められています。登録分局の設置に当たっては、「登録分局要員登録・変更・移行申請書^{※9}」により、正当な登録分局の窓口として、登録分局責任者及び受付担当者等の情報をLGWAN運営主体に届け出る必要があります^{※10}。

また、届出の内容に変更が生じた場合には、「証明書発行等申請管理システム」又は同申請書により変更申請を行います。

イ 登録分局の運営に必要な書類の管理

登録分局では、登録分局の業務を適正かつ円滑に行っていることを示すための証拠書類として、「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引^{※11}」の「第5

また、LGWAN運営主体が監査を実施する場合、必要となる資料の提供等の対応を行います。

登録分局自己点検の対象団体、実施方法等は表-2のとおりです。

また、今年度の登録分局自己点検について、次のとおりご案内します。

【今年度の登録分局自己点検について】

今年度の登録分局自己点検については、**平成25年6月28日(金)**を報告期限として、実施をお願いしています。未実施の登録分局におかれては、速やかに自己点検を実施してください。詳細は、平成25年4月5日付センター発第464号「地方公共団体組織認証基盤の運営における平成24年度登録分局監査結果に関する改善対応及び平成25年度登録分局自己点検の実施について（お願い）」

(<http://center.lgwan.jp/information/second2.html>)をご確認ください。

なお、例年、**報告期限内に自己点検を実施されない団体が多数見受けられるところですので、期限までにご報告されますようよろしくお願いします。**

また、自己点検の実施状況については、LGWANポータルサイトに掲載します。

○登録分局自己点検実施状況（随時更新）

(<http://center.lgwan.jp/information/second2.html>)

※9 http://center.lgwan.jp/library/F-2-1-4_pkitebiki_youshiki.lzh

※10 平成25年4月1日時点の登録分局の整備率は99.3%であり、ほとんどのLGWAN接続団体において整備が完了しています。

※11 <http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-2-1-4>

表-2 登録分局自己点検の実施方法等

対象団体	前年度末までに登録分局の設置を完了したLGMAN接続団体
対象期間	前年度の4月1日から3月31日まで（年度途中で登録分局を整備した場合は、整備した日から3月31日まで）
実施方法	次のいずれかの方法で実施 ①登録分局自己点検システム ^{※12} による報告 ・登録分局責任者が、登録分局自己点検システムを利用して点検を実施し、点検結果をLGMAN運営主体に送信 ^{※13} する。 ・自己点検実施後、画面を印刷し、登録分局で点検結果を保管する。（システムの操作方法については、「F-2-1-4LGPKI登録分局運営の手引」付録D登録分局自己点検システムの操作方法を参照） ②登録分局自己点検表による報告（自己点検システム利用不可の場合） ・紙媒体の「登録分局自己点検表 ^{※14} 」を利用して点検を実施する。 ・点検表の表紙に必要事項を記入し、登録分局責任者の印鑑を押印の上、FAX又はメール（自己点検表の電子的写しを添付）により、LGMAN運営主体に報告（自己点検表の原紙は登録分局で保管）する。
報告期限	毎年6月末まで
LGMAN運営主体が実施する監査への対応	地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本綱領第9条第1項及び第2項に基づき、証左書類等の提出やヒアリング、現地監査等を実施する。 また、監査の結果、全団体又は個別の団体に対し改善措置を求められた場合には速やかに対応すること。

3 おわりに

今月号では、登録分局の役割とその業務について説明しました。登録分局の業務の詳細は、「F-2-1-4 LGPKI登録分局運営の手引」において説明してい

ますので、確認をお願いいたします。

また、登録分局の自己点検の実施結果の報告期限まであと1ヵ月となりました。期限内の報告について、重ねてお願いいたします。

今後ともLGPKIの円滑な運営にご理解とご協力をお願いします。

※12 登録分局自己点検システムには、LGMAN基本アプリケーション・サービス (<https://www.lgwan.jp>) の登録分局責任者メニューからログインしてください。

※13 当該システムを利用するには、登録分局責任者のログイン用データ（証明書発行等申請管理システムにログインするための操作員識別情報）が必要です。自己点検の実施に当たり、お手持ちのログイン用データの有効期限を確認し、必要に応じてログイン用データの発行又は更新申請を行ってください（手続の詳細は、LGPKI登録分局運営の手引「3.2.1 ログイン用データ発行/更新申請手順」を参照）。

※14 http://center.lgwan.jp/library/doc/F/F-2-1-4_pkitebiki_selfcheck.pdf

LGMANサービス提供設備からLGMAN接続ルータへの移行状況（平成25年5月15日現在）

■LGMAN接続団体	653/1817団体
■LGMAN-ASP	44/195 ASP

LGMAN-ASPサービス登録／接続状況（平成25年5月15日現在）

LGMAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ	登録：323件	■ホスティング	接続：195件
■通信	登録：178件	■ファシリティ	登録：266件

登録／接続済のLGMAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

<https://www.lasdec.or.jp/cms/15,0,41.html>